

News Release

2021年9月24日

東京スター銀行 東日本大震災復興応援 「東京スター 寄付型法人定期預金」における 寄付ご報告および第二回の取扱開始

第二回募集期間：2021年9月1日(水)～2021年12月10日(金)

株式会社東京スター銀行(東京都港区、代表執行役頭取 多田 正己)が本年4月より取り扱いを開始しました寄付型法人定期預金の募集期間が8月末に満了し、商品規定通り、「公益財団法人東日本大震災復興支援財団」へ預金残高の0.01%相当額(132,200円)を寄付いたしましたのでお知らせいたします。

また、2021年9月1日(水)～2021年12月10日(金)を募集期間とする第二回「東京スター 寄付型法人定期預金」の取り扱いも開始しております。本預金においても、前回同様、公益財団法人東日本大震災復興支援財団への寄付を予定しております。

*商品概要は次ページをご覧ください。

「公益財団法人東日本大震災復興支援財団」について

みんなで
がんばろう
日本 ●
公益財団法人
東日本大震災復興支援財団

被災した子どもたちとその家族の支援を行うため2011年6月に設立。高校生向けの返還不要の給付型奨学金「まなべる基金」や震災復興を行うNPO団体への助成事業「子どもサポート基金」など、子どもたちの夢と希望を育む環境を実現するため「みんなでがんばろう日本」をスローガンに継続的に支援を行っています。



当行は、SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取り組みとして、次世代を担う若者や子どもが、将来、希望を持って自立した生活を送ることができるよう、金融教育や、貧困や虐待などの社会課題解決に向けたさまざまな活動、本件のような取り組みを今後も積極的に推進してまいります。

<本件に関するお問い合わせ先>

東京スター銀行 広報室 TEL:03-3586-3111(平日9:00-17:00)

東京スター 寄付型法人定期預金(商品説明書)

項目	内容
種別・商品名	自由金利型定期預金(M型)〔スーパー定期〕、自由金利型定期預金〔大口定期〕 取扱期間中にお預け入れいただく期間1年の自動継続定期預金(元加式) ・スーパー定期(取引金額300万円未満) ・スーパー定期300(取引金額300万円以上1,000万円未満) ・自由金利型定期預金(取引金額1,000万円以上)
ご利用いただける方	法人のお客様
取扱い期間	2021年9月1日(水)~2021年12月10日(金)
預入方法・金額・単位	一括預入、100万円以上、1円単位 自動継続後は通常の自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金として取扱いします
お取扱い店舗	本店営業部(本店)、新宿、渋谷、池袋、上野、横浜、大阪法人営業部(梅田) ※お取扱い店頭窓口もしくは弊社営業担当者のお取次に限ります
払戻方法	満期日以降に一括して払戻します
利息	・預入時に当行が店頭に表示するスーパー定期、スーパー定期300、自由金利型定期預金1年ものの利率に準じます ・満期日以降に一括して支払います ・スーパー定期、スーパー定期300、自由金利型定期預金の計算方法を適用します ・付利単位を1円とした1年365日の日割り計算となります
税金	・総合課税(非課税法人の場合は非課税) ・2016年1月1日以降は国税15.315%(0.315%分は復興特別所得税)のみ源泉徴収し、地方税は源泉徴収しません
中途解約時の取扱い	満期日前に解約をする場合は、預入日から解約日までの日数に応じた期日前解約利率により計算した利息をこの預金とともに払戻します ・6か月未満：解約日における普通預金利率 ・6か月以上1年未満：預入日における期間6か月の店頭表示利率×50%…① ※自由金利型定期預金の場合、約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)/預入日数と①を比較し、低い方の利率を適用します ※期日前解約利率は金利環境により普通預金を下回る利率もしくは0%となる場合もございます
寄付について	本定期預金の取扱を終了した後、2021年12月10日時点の当該預金残高の0.01%相当額(上限30万円)を公益財団法人東日本大震災復興支援財団へ寄付いたします(お客様のご負担はございません)
その他参考となる事項	・自動継続後は通常のスーパー定期、スーパー定期300または自由金利型定期預金として取扱いします ・自動継続されなかった場合の満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します ・他の金利優遇制度、キャンペーン等との併用はできません ・金利環境等の変化により、お客様に事前の通知なく商品内容を変更したり、新たな取扱いを中止することがあります ・この預金は預金保険の対象となります。決済用預金に該当する預金を除くすべての預金を1金融機関ごとに合算して、預金者1人あたり元本1,000万円までその利息が保護されます 元本1,000万円を超える部分とその利息については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります ・本定期預金については、取引規定集を適用します
金利情報の入手方法	金利については、窓口もしくは弊社営業担当者までお問い合わせください
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 ☎：0570-017109 または 03-5252-3772